

独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会(第11回) 議事要旨

1. 日 時 平成19年2月20日(火) 15:30~17:30
2. 場 所 学術総合センター1112会議室
3. 出席者 木村会長、浅井、岡澤、岡田、上條、北原、橋本、西村、六車、安原、
米山の各運営委員
木村機構長、川口理事、山本理事、山野井監事、後藤管理部長、
加藤評価事業部長、ほか機構関係者
4. 第10回運営委員会議事要旨について
確定版として配付された。
5. 議事
 - (1) 専任教員等の選考について
評価研究部准教授1名及び学位審査研究部教授1名並びに特任教員1名及び客員教員
15名の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。
 - (2) 会長一任による法科大学院認証評価委員会委員の追加発令について
法科大学院認証評価委員会委員1名について会長一任により追加補充を行った旨の報
告があった。
 - (3) 平成17年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結
果について
平成17年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果
について報告があり、次のような意見交換が行われた。
(○:運営委員 ●:事務局 以下同じ)
○ 機構が指摘を受けた2点は、独立行政法人評価委員会から一方的に言われたものか。
それとも、意見交換がされたのか。
● 文部科学省に置かれている評価委員会を介してのものであり、直接の意見交換はない。
● 他省の独立行政法人評価委員会委員長を引き受けているが、正直なところ一方的であ
る。
○ 「各国立大学法人における負担軽減にも考慮しつつ」とは、例えば膨大な資料を作る
手間などのことか。

- 具体的には指定統計である学校基本調査の目的外使用を、文部科学省や総務省に打診している。

(4) 平成19年度機構の組織等について

機構組織の改組、教員組織の改正、教員の任期及び平成19年度予算内示について説明があり、意見交換が行われた。

- 教員の職種について、英語名はどうするのか。
- 機構としては、助教をアシスタント・プロフェッサー (assistant professor)、准教授をアソシエイト・プロフェッサー (associate professor) とするつもりである。
- 中央教育審議会の答申に即している。
- 大学でも制度設計が進んでいるが、文系と理系では助手と助教の使い方が違う。各書類を読むときにも注意が必要である。
- 教員の任期制について、心配な点がある。例えば大変優秀な准教授を採用した場合、任期が切れたときに教授のポストがないとすると流出してしまうことになるのではないか。
- ご指摘のとおりであり、独立行政法人化したのでポストにフレキシビリティを持たせて対応したい。
- 教授に任期をつけると、43歳で教授になった人は53歳で辞めざるを得ないことになると思われるが、問題があるのではないか。
- 確かにそのような問題があることは十分理解しており、検討を続けたい。
- 5年ごとにチェックを入れることはいいことだが、長期的シェアの人がいることも必要ではないか。
- 全部一律がいいかどうか考えたい。

(5) 評価事業について

国立大学法人等における教育研究の状況についての評価に係る審議状況等及び法科大学院を除く専門職大学院の評価基準モデルに係る検討結果について報告があり、意見交換が行われた。

- 評価手数料について、1校200万円ですべての経費を賄えるのか。
- おおよその考え方として、訪問調査にかかる旅費、書面調査の費用等を計算している。他の認証機関との違いは、事務職員の人件費を含んでいない。
- 人件費については運営費交付金を充てることになっている。
- 手数料は高くした方がプロモートしやすいのか。
- 他機関のとの関係で、物議をかもしましたが機構も上げさせられた。
- 他機関は会費を払うため、その分は明らかに高くなる。何をもってイコールフットィ

ングとするか非常に難しい。

- 一番の問題は人件費を評価手数料から出せない点である。当機構で認証評価を受ける大学が増えているが、評価に従事する教職員の人件費を手数料から支出できないという足かせがある。
- 国立大学法人の場合は自己収入が増えても運営費交付金に影響ないが、独立行政法人の場合は自己収入を上げると運営費交付金に跳ね返ってくるというシステムの違いがある。
- ここ何年かの流れの中で、国立法人評価と認証評価はどういう関係か。
- 認証評価は学校教育法に基づいて国公立関係なくすべての高等教育機関が7年に1度、評価機関が定めた基準を維持しているか評価を受けるものであり、複数の評価機関がそれぞれの基準を定めている。国立大学法人評価は国立大学法人法に基づいて国立大学法人の中期目標・中期計画の達成状況を評価するという考え方である。
- 国立大学法人評価の結果について、運営費交付金の配分額に反映させるのか。
- 当初は中期目標期間が終了する前の20年度に暫定評価を受けるとしていたが、この評価に基づいて各大学が立てる次期中期目標・中期計画に対して運営費交付金を配分すると間に合わないので19年度末までの実績によって評価して、残りの20年度と21年度の2年間で補正する終了時の評価をすることになると思われる。
- 国立大学法人評価は全国立大学が同時期に出てくることになるが、評価に当たる人員の確保は進んでいるのか。
- いろいろな概算をしているところである。今の考えとしては、研究業績の評価を科研費の66分野について行うとして、20年度に関しては少なく見積もっても延べ500から600人になると思われる。

6. 次回の運営委員会は、3月23日（金）に開催することとし、後日事務局より連絡することとされた。

以上